

## 第4章 各論 4 負債

### 4-1 確定債務としての負債

#### 4-1-1 地方債

##### 1. 概要

##### (1) 残高推移

地方債の残高の推移及び一人当たり残高の推移は以下の通りである。

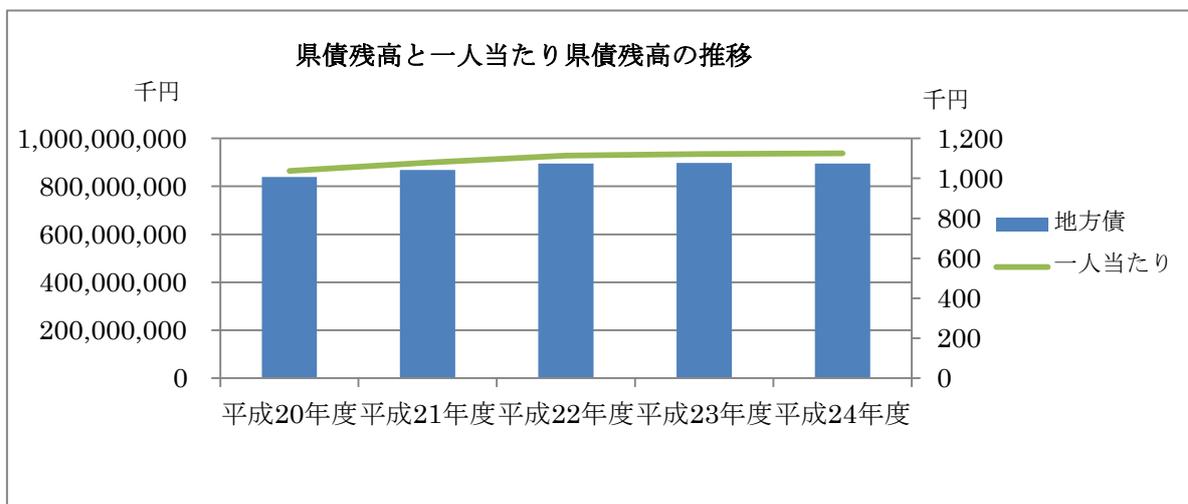
[期末残高推移]

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	839,067,847	869,043,860	894,914,153	897,539,650	894,521,681
うち地方交付税※1	539,441,421	531,007,139	562,218,056	574,339,716	589,282,059
差引	299,626,426	338,036,721	332,696,097	323,199,934	305,239,622
人口※2	809,414人	805,772人	803,599人	800,097人	795,421人
一人当たり残高	1,037	1,079	1,114	1,122	1,125

※1：償還時に地方交付税算定の基礎に含まれることが見込まれている金額。

※2：人口については、年度末翌日の4月1日のデータを利用している。



県の借金である県債残高は平成23年度までは増加していたものの、平成24年度に減少傾向となっている。また、一人あたりで見ると、人口の減少にともない平成24年度においても増加傾向が続いている。県債残高のうち償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれている金額は平成22年度より増加傾向にあり、それを差し引いた県債残高は平成22年度以降減少傾向が続いている。これは、国からの地方交付税措置が見込める債務以外の債務について優先的に償還していることを意味しており、福井県としての利益を最大限に考えていると言える。

[他県との比較]

単位：千円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
福井県					
県債残高	839,067,847	869,043,860	894,914,153	897,539,650	894,521,681
人口	809,414	805,772	803,599	800,097	795,421
一人当たり	1,037	1,079	1,114	1,122	1,125
石川県					
県債残高	1,200,090,898	1,221,780,096	1,250,812,116	1,222,420,133	1,236,871,892
人口	1,166,507	1,163,968	1,166,643	1,162,587	1,158,366
一人当たり	1,029	1,050	1,072	1,051	1,068
富山県					
県債残高	1,065,467,341	1,097,292,223	1,152,340,432	1,185,178,334	—
人口	1,096,535	1,091,396	1,089,339	1,083,744	1,077,457
一人当たり	972	1,005	1,058	1,094	—

注 富山県について、平成 24 年度の情報は監査実施時においてホームページ上に公表されていなかった。

北陸 3 県の他県と比べ一人当たり県債残高は若干多いものの、大差はない。

## (2) 財政健全化法における指標について

財政健全化法における、地方債関連の指標の他県比較は以下の通りである。

[財政健全化法に基づく健全化判断比率の北陸三県の状況（総務省速報値）]

県名	実質公債費比率			将来負担比率		
	平成 24 年度 (順位)	平成 23 年度 (順位)	増減	平成 24 年度 (順位)	平成 23 年度 (順位)	増減
福井県	17.5 (41)	17.5 (41)	0.0 (—)	191.0 (16)	204.6 (20)	△13.6 (↑4)
石川県	16.5 (34)	17.3 (38)	△0.8 (↑4)	229.7 (31)	239.7 (32)	△10.0 (↑1)
富山県	18.2 (43)	18.9 (43)	△0.7 (—)	265.4 (44)	270.5 (43)	△5.1 (↓1)

注 実質公債費比率は 25%、将来負担比率は 400%が早期健全化基準となっており、それぞれ基準を超えると財政状態に問題があると判断される。

財政健全化法における、地方債に関連する指標として、実質公債費比率と将来負担比率という指標がある。それぞれの詳細な定義は後述する総務省ホームページの抜粋を参照していただきたい。

簡単に説明すると、実質公債費比率は財政支出に占める地方債の返済額を示しており、小さいほど返済余力があることを意味する。また、将来負担比率は地方債の残高を財政規模と比較したものであり、小さいほど借入金の規模が小さいことを意味する。いずれの指標も小さいほどよいとされているが、行財政改革により地方債を早期償還する、歳出を減らして財政規模自体を小さくするなどの場合に大きく算定されることとなるため、必ずしも小さければよいわけではない。このことが、財政の早期改善を難しくさせている要因とも考えられる。

福井県は、実質公債費比率は石川県と富山県の間で全国では 41 位、将来負担比率は北陸 3 県では最もよく、全国では 16 位となっている。福井県の実質公債費比率の指標が悪

いのは地方債の早期償還を進めているためであり、その結果将来負担比率は改善しており、地方債残高は平成 24 年度に減少となっている。

総務表ホームページより

●実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(\ast)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(※)準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

●将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 将来負担額：次のイからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

## 2. 監査結果および外部監査人の見解

### (1) 県債の発行、償還に係る事務手続は適切に実施されているか

外部監査では、県債の発行、償還に係る事務手続が適切に実施されているかについて、平成 24 年度の手続より一部を抜き取り、検証を実施した。

### (2) 網羅性の確保について

県債については、その発行償還、残高が財務諸表作成部署である財務企画課において管理されている。そのため、貸借対照表へ計上漏れとなる可能性はなく、網羅性についての問題は考えられない。

#### [外部監査人の見解] (意見)

##### 地方債の残高について

福井県にとっての借金である地方債の残高は県民にとっても重要な関心事であろう。福井県では、地方債の早期償還に努めており、その残高は平成 24 年度に減少に転じている。また、償還時に地方交付税の算定基礎とならない地方債の残高はさらに前倒しで平成 22 年度より減少している。これらの事実が県が真剣に行財政改革に取り組んでいる成果であると言ってよい。債務を早期償還すると悪化する実質公債費比率が全国で 41 位である一方、将来負担比率が北陸三県では最もよく、全国でも 16 位というのもその姿勢のあらわれである。

## 4-1-2 未払金

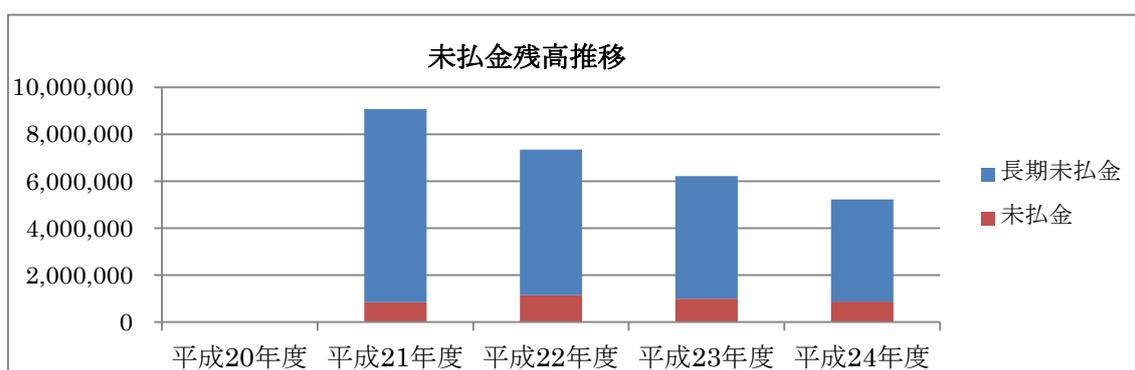
### 1. 概要

#### (1) 残高の推移

[期末残高推移]

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	—	9,071,794	7,351,840	6,216,646	5,219,886
長期未払金	—	8,224,850	6,216,646	5,219,886	4,350,907
未払金	—	846,944	1,135,194	996,760	868,979



未払金残高は平成21年度に発生し、その後は減少し続けている。

#### (2) 未払となる理由

福井県の決算月は3月末であるが、地方公共団体は決算整理において出納整理期間というものを設けている。出納整理期間は翌年度の4月1日から5月31日までとされており、前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納整理期間中に収入もしくは支出があった場合には当該収入および支出が年度内にあったものとして決算を締めている。要は、収支計算の枠の範囲内で、3月末時点での未収や未払を加味した歳入歳出結果とするため、5月末までに収入や支出が確認できれば、3月までに収入や支出があったものとして処理するという考えである。そのため、地方公共団体には原則的に一般の民間企業のような未払金は発生しない。福井県において発生している未払金は土地改良事業費の支払予定額の確定金額を未払として計上しているのみである。

## 2. 監査結果および外部監査人の見解

### (1) 計上金額の妥当性について

出納整理期間が存在するため、未払金は、通常の歳入歳出取引では発生することはない。そのため、未払金の計上金額は特殊な取引のみに限られており、その計上額は容易に検証できる状況である。

[外部監査人の見解] (意見)

網羅性の確保について

地方自治体は出納整理期間という独自の制度を設けているため、未払金を網羅的に計上しなければ、正しい期間損益 (=行政コスト) が算定できないという状況にはない。そのため、未払金が網羅的か否かの検証が実施されていない。いずれ複式簿記を導入するとしても出納整理期間をどうするかは全く決まっていない状況であり、外部監査としても未払金の網羅性が重要かどうか判断できない。

## 4-2 確定債務以外の負債のうちすでに貸借対照表に計上されている負債

### 4-2-1 回収不能見込額（貸倒引当金）について

回収不能見込額（貸倒引当金）については、資産の評価性引当金であるため、本来負債項目ではないが、便宜上ここで記載することとする。

#### 1. 回収不能見込額（貸倒引当金）の計上金額について

##### (1) 概要

福井県では平成24年度末において、長期延滞債権に対して491,062千円、未収金に対して1,388千円の回収不能見込額を計上している。その内訳は以下の通りである。なお、長期延滞債権か未収金かを分ける方法は、未収金発生より1年超経過しているか否かであり、企業会計での一年内に回収予定なのか否かという区分ではない。

[回収不能見込額の内訳]

単位：千円

種別	金額
貸付金（延滞していない分）	68,023
貸付金元利収入（延滞先で未収金計上分）	194
県税等に関するもの	355,619
その他の未収金	68,614
3-2-1 児童福祉負担金（子ども家庭課）	9,487
3-2-2 児童福祉負担金（障害福祉課）	615
3-3-1 県営住宅使用料	9,684
3-3-3 港湾使用料	691
3-3-5 教育使用料	601
3-5-1 不申告加算金等	8,125
3-5-2 放置違反金	879
3-5-6 違約金および延滞利息（土木管理課）	90
3-5-8 退職年金返還金	1,835
3-5-11 児童扶養手当返還金	5,683
3-5-12 雑入民生費	3,843
その他土木管理課分	184
補助金等返還金	26,897
合計	492,450
うち投資等	491,062
うち流動資産	1388

##### (2) 回収不能見込額の計上金額の算定方法について

福井県では回収不能見込額の計上金額について、それぞれの未収金を担当する所管課において算定している。それぞれの区分ごとの算定方法の概要は以下の通りである

#### ①貸付金元利収入

主として介護福祉士等修学資金貸付金の延滞未収金に対する計上額であり、過去の返還

不要処理率の平均値により回収不能見込額を算定していた。

## ②県税等に関するもの

税目ごとに過去5年間の不納欠損処理率の平均値により回収不能見込額を算定していた。また、現在制度が無い過去の税制によるものについては個別に回収可能性を判断して算定していた。

## ③その他の未収金について

その他の未収金に関しては、主として個別に回収不能見込額を判断して計上していたものの、県営住宅使用料については過去の不納欠損処理額から将来の不納欠損処理額を見積り、回収不能見込額を算定していた。

## 2. 企業会計の一般的な考え方

企業会計では、県の財務諸表上計上されている「回収不能見込額」のことを「貸倒引当金」と表示する。貸倒引当金の計上金額はそれぞれの企業により独自のルールを定めているが、基本的な考え方は「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）」、「金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）」および「金融商品会計に関するQ&A」により決められており、その内容は以下の通りである。

### （1）基本的考え方

債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（貸倒懸念債権）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高を算定する。

### （2）貸倒見積高の算定方法（一般債権）

一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

### （3）貸倒見積高の算定方法（貸倒懸念債権）

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。

#### ①担保及び保証により見積る方法

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債

務者の財政状態および経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する

## ②キャッシュ・フローにより見積る方法

債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について、元本及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする

### (4) 貸倒見積高の算定方法（破産更生債権等）

破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

## 3. 監査結果および外部監査人の見解

### (1) 貸付金元利収入について

すべて、一般債権として回収不能見込額を算定していると考えられる。当該事実に対する外部監査の意見は下記に記載の通りである。

### (2) 県税等に関するものについて

すべて、一般債権として回収不能見込額を算定していると考えられる。当該事実に対する外部監査の意見は下記に記載の通りである。

### (3) その他の未収金について

ほとんどの債権について、貸倒懸念債権として回収不能見込額を算定していると考えられる。但し、県営住宅使用料についてはすべて一般債権として回収不能見込額を算定している。当該事実に対する外部監査の意見は下記に記載の通りである。

[外部監査の見解]（意見）

#### ①貸付金元利収入およびその他の未収金の回収不能見込額の算定について

債務者数もそれほど多くはないため、企業会計に準じて債務者の収入や資産状況に応じて債権を区分して、回収不能見込額を算定すべきである。

#### ②県税等に関する未収金の回収不能見込額の算定について

県税に関しては、自動車税の関係で債務者数が非常に多いため、すべて一般債権としての回収不能見込額を算定していることに一定の理解はできる。しかし、自動車税を除けば個別に管理できないとまでは言えないし、財務企画課の示している参考資料でも、「一定額

(例えば1件当たり100万円)以上の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定する。」となっている。金額的重要性が高いもののみでもよいので、企業会計に準じて債務者の収入や資産状況に応じて債権を区分して、回収不能見込額を算定すべきである。

#### ③不納欠損実績率の算定について

財務企画課では、回収不能見込額を算定するための不納欠損実績率の算定について、以下の算定式を具体例として示している。

$$\text{不納欠損額} \div (\text{滞納繰越収入額} + \text{不納欠損額})$$

上記算定式によると、実際に未収金として計上されている金額のうち収入となった金額と不納欠損処理した金額のみが分母となり、回収も不納欠損処理もされていない分の金額が分母から除かれてしまう。回収不能見込額を算定する際に乗じる対象となる未収金は当然回収も不納欠損処理もされていない分の金額も合算されているため、計算方法として妥当ではない。不納欠損実績率の分母はやはり期首の未収金計上金額が望ましい。

#### ④債権の管理と回収不能見込額の算定について

福井県では、回収不能見込額の金額については、未収金を管理している所管課がそれぞれ独自に算定している。それぞれの債権の債務者の状況は所管課が一番理解しており、当該方法に問題はないようにも思える。しかし、回収不能見込額の算定は債権の回収可能性に応じて債務者を分類するとともに、様々な仮定を利用して行われる。そのため、一定の専門的な知識や判断が要求されることがある。また、回収不能見込額の算定と、債権の回収担当者が同一となると、どうしても回収担当者の思い(=恣意性)が入ってしまう。例えば、明らかな収入や財産の不足が認められるもののわずかずつでも支払っている債務者や、未収金の発生原因に違法性が認められる債務者の場合、後述するように回収不能見込額の計上が必要にもかかわらず、所管課の思いで回収不能見込額を計上しないなど、判断を誤る可能性がある。

民間企業では、債権の回収可能性は一時的には債権の発生や回収の担当部署が判断するが、最終的には当該担当部署とは異なる部署によってその判断の妥当性が検証されることが一般的である。福井県においても、貸借対照表作成部署である財務企画課、会計担当部署である会計局などが債権の回収不能見込額の算定方法の妥当性を検証すべきというのが外部監査の意見である。

[外部監査の見解] (指摘)

①回収不能見込額の計上誤りについて

「第2章 基金、出資金、未収金および負債の概況」の「3. 未収金(3) 貸借対照表計上額と監査対象金額との関係」でも述べたとおり、未収金額および回収不能見込額は26,897千円過大に計上されている。外部監査としては、当該計上誤り自体より計上誤りとなった原因の方が重大であると考えている。未収金の回収不能見込額の計上については、財務企画課が所管課に依頼して算定しているが、貸借対照表作成部署である財務企画課、会計担当部局である会計局などが検証を実施すべきである。

②回収不能見込額の追加が必要と考えられる債権について

個別の未収金の検証過程で、明らかに回収可能性が低いと外部監査人が判断した未収金とその回収不能見込額の必要額のまとめは以下の通りである。

単位：千円

	各論 No	項目	必要額
1	3-2-3	未熟児医療負担金	48
2	3-3-2	河川海岸使用料	3
3	3-5-4	弁償金(敦賀市民間最終処分場行政代執行費用)	7,600,708
4	3-5-7	違約金および延納利息	554
5	3-5-9	心身障害児扶養共済掛金	245
6	3-5-10	補助金等返還金	1,050
7	3-5-13	雑入農林水産費	87
8	3-5-20	雑入警察費	6,108
		合計	7,608,803

## 4-2-2 賞与引当金

### 1. 概要

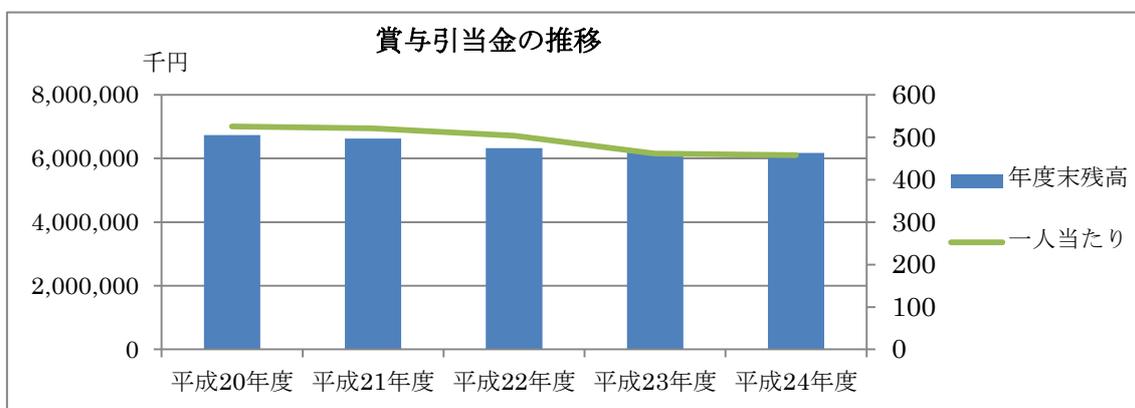
所管課	総務部
算定方法	6月に支給される賞与のうち、前年12月から3月までの4か月間の労働対価に相当する額を計上している。

[期末残高推移]

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	6,737,752	6,624,573	6,326,735	6,227,193	6,176,657
期末職員数（人）	12,815	12,713	12,562	13,491	13,471
一人当たり	526	521	504	462	459

注：期末職員数は翌4月1日現在の職員数である。



賞与引当金の計上額はここ5年間毎年度減少し続けている。また、一人当たり残高も低下傾向にある。

### 2. 監査結果および外部監査人の見解

#### (1) 算定方法の妥当性の検証

福井県の賞与引当金の算定方法を検証した。その結果、前回の夏季賞与の支給実績をもとに支給対象期間に基づき算定しているものの、引当金の対象となる人員数を期末職員数とする調整は実施していなかった。

#### (2) 算定基礎の妥当性の検証

算定基礎は、夏季賞与支給実績であり、適切な算定基礎に基づき算定されていた。

[外部監査人の見解] (意見)

賞与引当金の算定方法について

賞与引当金は前回の夏季賞与の支給額を6分の4した金額が計上されていた。これは、夏の賞与の支給対象期間が11月から3月末までであり、期末において4か月間が引当対象期間となるためである。当該計算に問題はないが、前回支給時の職員数と期末時点での引当の対象となる職員数の人数の調整は実施していなかった。企業会計では、人員数での調整も実施することが一般的であるし、外部監査としても人員数の調整も行うべきであると考えている。なお、職員数に極端な増減は見られないため、金額的影響額は僅少であると考えられる。

## 4-2-3 退職手当引当金

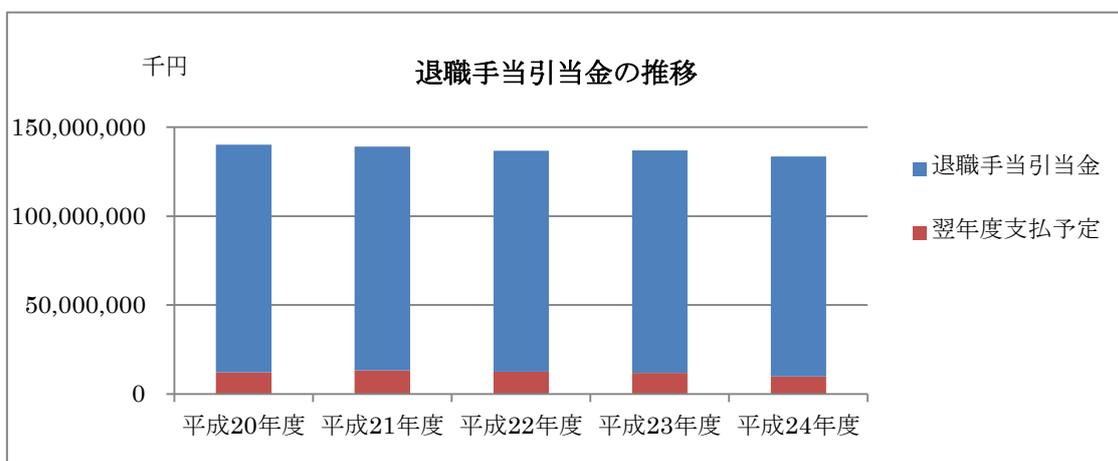
### 1. 概要

所管課	総務部
算定方法	福井県独自の退職一時金制度における期末要支給額の 100%を引当金として計上している。全国的な制度である共済年金については対象としていない。

[期末残高推移]

単位：千円

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年度末残高	140,168,231	139,067,052	136,669,857	136,890,319	133,567,164
退職手当引当金	127,968,231	125,867,052	124,169,857	125,090,319	123,667,164
翌年度支払予定	12,200,000	13,200,000	12,500,000	11,800,000	9,900,000



退職手当引当金の残高は若干の減少傾向にはあるもののほぼ横ばいである。

### 2. 監査結果および外部監査人の見解

#### (1) 算定方法の妥当性の検証

一般企業においては、「退職給付に係る会計基準（企業会計審議会）」や「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（会計制度委員会報告第13号）」などにおいてその取扱いが規定されている。上記基準等によれば、「退職給付とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付をいい、退職一時金及び退職年金等がその典型である。」とされている。福井県では、民間の厚生年金に対応する共済年金と退職一時金制度を有しているが、負債計上の対象としているのは退職一時金制度のみである。これは、共済年金制度が全国的なものであり、基準でいう「複数事業主制度」に類するものであるため、福井県単体での債務計算が不可能なためであり合理的な判断で

あると言える。

会計基準では、退職給付債務を数理計算により算定して、引当金の額を算定することとなっているが、福井県では年度末において県職員全員が普通退職したと仮定した場合の退職手当の支払見込み額をもって計上額としている。なお、翌年度に支払いが予定されている退職手当を流動負債に、それ以外を退職手当引当金として固定負債に計上している。

現在、県が採用している方法は退職給付会計基準では簡便法と呼ばれているものであり、民間企業においては比較的小規模な企業に適用が認められている方法である。原則的な方法の場合には、割引率などの基礎率に基づき複雑な計算が必要となり専門家でなければ算定できないためコストがかかるが、簡便法であれば誰でも比較的容易に算定できる。不要なコストを掛けないという意味では正解である。

## (2) 算定基礎の妥当性の検証

退職手当引当金の計算基礎として、期末要支給額を算定するために財政健全化法で算定が求められている将来負担額の算定に利用している数値を利用している。同一の数値を利用する場合には相互に同じ数値が利用されているか検証を実施すべきというのが外部監査の立場であるが、当該検証が可能なように数値を利用しており、評価できる。

### [外部監査人の見解] (意見)

#### 簡便法の適用について

前述したように、福井県では年度末において県職員全員が普通退職したと仮定した場合の退職手当の支払見込み額をもって計上額としており、退職給付会計基準では簡便法と呼ばれている方法である。簡便法のメリットは複雑な計算をかけなくてもよいという点であり、デメリットは、退職金の支給額の計算方法によっては過少に退職給付債務が算定されてしまうことである。なお同基準では小規模な企業にしか認められていない方法となっている。外部監査としては、財務 4 表の重要性が今後高くなれば原則的な方法の適用が必要となる可能性もあるが、現時点では簡便法の適用が合理的であると考えている。

### 4-3 債務保証又は損失補償

#### 1. 概要

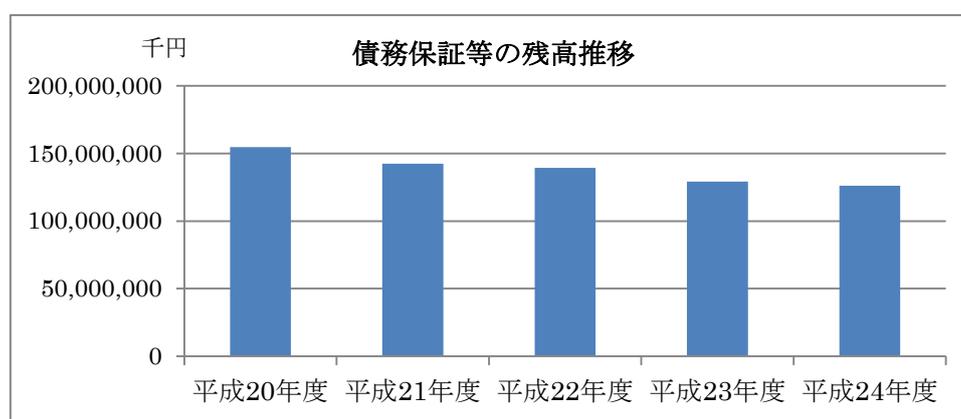
##### (1) 残高の推移

債務保証又は損失補償の金額の残高推移は以下の通りである。

[期末残高推移]

単位：千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年度末残高	154,774,458	142,442,122	139,447,000	129,125,980	126,286,361



債務保証又は損失補償残高について、毎年残高が減少しているもののその金額は 1,262 億円と途方もない金額となっている。これは、注記されている金額が債務保証又は損失補償の限度額もしくは限度額累計額となっているためである。

##### (2) 債務保証又は損失補償の相手先別の残高について

債務保証又は損失補償の相手先別の残高とその純資産等の状況は以下の通りである。

[相手先別残高]

単位：千円

相手先	契約内容	注記金額	純資産状況
福井県信用保証協会※1	損失補償	3,949,500	18,438,280
福井県漁業信用基金協会※1	損失補償	4,185	1,206,250
公益財団法人ふくい産業支援センター※1	損失補償	4,728,000	4,803,813
公益社団法人ふくい農林水産支援センター (うち農地保有合理化事業) ※2	損失補償	117,604,676	1,335,103
(うち分収造林事業) ※2	損失補償	4,733,187	—
	損失補償	112,871,489	—
合計	—	126,286,361	—

※1：注記金額は損失補償の契約金額（＝限度額）

※2：注記金額は損失補償の契約金額の過去からの累計金額（＝限度額累計額）

債務保証又は損失補償のうち大部分は公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業に対するものである。公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業

についての詳細は後述する。債務保証又は損失補償の相手先において決算書上債務超過が発生している先はなく、形式的には債務保証又は損失補償について引当金を負債計上する必要はないと判断できる。なお負債計上の要否判定について企業会計では、「主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要がある。」とされている。

## 2. 監査結果および外部監査人の見解

### (1) 債務保証又は損失補償の外部監査の概要

企業会計では、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取り扱い（監査保証実務委員会実務指針第 61 号）」において、「債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するものである。財務諸表において注記の対象とする債務保証には、通常の債務保証のほか、保証類似行為を含めるものとする。」と定められている。福井県の財務諸表において、債務保証等は「債務保証又は損失補償」として注記されており、内容は企業会計と変わりないように見える。しかし、実際には「限度額または限度額累計額」での注記となっており、債務保証又は損失補償の期末残高の金額ではない。

外部監査では「債務保証又は損失補償」の内容を把握するとともに、債務保証又は損失補償の必要性や保証先の経営状況から保証履行の可能性の有無について検証し、負債計上の必要性について検討する。なお、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律により福井県は、債務保証契約はできないため損失補償契約のみ実施されている。

### (2) 個別の検証

#### ①福井県信用保証協会

##### イ 団体の概要と損失補償の必要性

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき各都道府県に設置される公益法人で、中小企業が市中金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証することで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的としている。円滑な制度融資実施のために福井県の損失補償が必要となっている。

##### ロ 保証先の経営状況と負債計上の要否

福井県信用保証協会の経営状況に問題はなく、損失補償の負債計上は必要ないと判断できる。

## ②福井県漁業信用基金協会

### イ 団体の概要と損失補償の必要性

福井県漁業信用基金協会は中小漁業融資保証法に基づく法人であり、中小漁業者等に対する金融の円滑化に資することを目的として設置されている。上部団体である一般社団法人漁業信用基金中央会は公益法人制度改革により一般社団法人化されている。円滑な制度融資実施のために福井県の損失補償が必要となっている。

### ロ 保証先の経営状況と負債計上の要否

福井県漁業信用基金協会の経営状況に問題はなく、損失補償の負債計上は必要ないと判断できる。

## ③公益財団法人ふくい産業支援センター

### イ 団体の概要と損失補償の必要性

公益財団法人ふくい産業支援センターの目的は「中小企業の経営革新、創業の促進および経営基盤の強化等を総合的に支援するとともに県内企業の科学技術の研究開発、人材育成、ならびにデザイン振興を推進することにより、本県産業の活性化・高度化を図り、もって本県経済の発展に寄与すること」と定款に定められている。制度融資実施のために福井県の損失補償が必要となっている。

### ロ 保証先の経営状況と負債計上の要否

公益財団法人ふくい産業支援センターの経営状況に問題はなく、損失補償の負債計上は必要ないと判断できる。

## ③公益社団法人ふくい農林水産支援センター

### イ 団体の概要と損失補償の必要性

公益社団法人ふくい農林水産支援センターの目的は「新規就農者への支援、農地保有合理化事業、造林および育林の事業、農林水産業に関する研修および教育等を行うことにより、農林水産業の担い手の確保および育成、農業経営基盤の強化の促進ならびに森林資源の整備を図り、もって福井県の農林水産業の発展および環境の保全に寄与すること」と定款に定められている。主として、公益社団法人ふくい農林水産支援センターが契約により実施している分収造林事業の資金繰りのため福井県の損失補償が必要となっている。

### ロ 保証先の経営状況と負債計上の要否

公益社団法人ふくい農林水産センターの財務諸表上に問題はなく、外部監査としても負債計上すべき状況ではないと認識している。では、財政状態に全く問題がないかと言えばそうではない。過去の外部監査でも説明している通りであるが、実際には、分収造林事業

に伴う多額の累積債務を抱えており、福井県にとって重要な事案となっている。

### (3) 分収造林事業について

公益社団法人ふくい農林水産支援センターが行う分収造林事業は、センターと土地所有者が契約し、センターが植林や維持管理を行い、樹木が成長し伐採して売れた収益を土地所有者へ一定の割合で分ける事業である。福井県では社団法人福井県林業公社（現公益社団法人ふくい農林水産支援センター）が昭和 41 年に設立され、分収造林事業を進めたが、平成 11 年度に新規植林を中止した。この間、労務費高騰、利子負担により、多額の累積債務を抱えることとなった。全国の林業公社のほとんどが同様の経営状況となっている。

福井県では、公益社団法人ふくい農林水産センターの分収造林事業に対する支援として、直接の貸付金 344 億円および民間等からの借入金に対する損失補償 199 億円を実施している。同事業では「森林」勘定に 505 億円が貸借対照表上計上されているものの、当該金額は過去の植林・育林の支出額を積み上げたものであり、実際の資産価値を示しているわけではない。そのため「森林」が実際にどの程度の価値があるかによって同法人の実質的な財政状況は大きく変わる事となる。

林業公社会計基準での森林の評価は原則として主伐時期が明確になった時点において初めて時価評価するものとされているが、減損処理についても「森林資産の「サービス提供能力」の変化に対応した減損処理」と「森林資産の将来の経済的便益の変化に対応した減損処理」の 2 つが定められている。前者は、災害、火災、獣被害等によりその公益的機能が著しく低下した場合に、後者は、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産（森林施業計画などにおいて主伐計画が位置付けられた森林資産）の時価が、簿価から概ね 50% を超えて下落した場合にそれぞれ計上するものとされている。福井県の場合にはいずれも該当せず、森林の評価は現在の 505 億円が妥当という事になり、公益社団法人ふくい農林水産センターは債務超過ではないという事となる。しかし、多額の債務を抱えており、収益の発生する主伐時期が長期化しているため返済のスケジュールを確定することも困難な状況であることから福井県では、分収造林事業の抜本的見直しを行うため「社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会」を設置し、平成 25 年 2 月に同委員会から報告書の提出を受けている。当該報告書において、福井県の今後の選択肢を比較するための参考として示された公的支援見込額の参考金額は以下の通りである。ただし、同報告書では数十年先までの木材価格を予測することは困難であり、今後の公的支援見込額を明らかとすることはできず、試算結果は比較のための参考値であるとしており、試算に使用した材価は過去 5 年（平成 19 年から平成 23 年）の合板・集成材の平均材価で、この水準が事業終了（平成 89 年）まで継続するという前提条件の下での試算としている。外部監査では、将来予想の不確実性はあるものの、現時点で利用可能な情報を利用して合理的に算定された結果であるものとして考えている。

なお、当該報告書は県のホームページで公表されているため、詳細はそちらを確認して

いただきたい。

[公的支援見込額（参考）の試算結果]

単位：億円

経営の選択肢		基本材価	基本材価が 1,000円上昇	基本材価が 1,000円下落
現行	現行 センター皆伐	314	253	374
A案 事業廃止	A 事業廃止	569	569	569
B案 県営化	B-1 県営化後分収見直し	308	254	361
	B-2 県営化後分収見直しなし	431	395	466
	B-3 分収見直し後県営化	279	225	332
C案 センター 経営改善	C-1 特定調停後に経営改善	325	271	378
	C-2 経営改善の中で公的支援実施	279	225	332

注1：基本材価は合板・集成材の過去5年平均材価（平成19年から23年）で末口径16～18cmが8,400円、20～28cmが10,900円、30cm以上が11,300円としている。

注2：上記はあくまで材価が前提通りであった場合の推計であり、実際の材価の変動は予測できない。

将来の材価が予測できないためあくまで材価に仮定をおいて算定しているものの、試算結果をみると、いずれの選択をしても公的支援が必要であることが明らかとなっており、過去5年間の木材価格が事業終了（平成29年）まで続くということを前提にすると支援額は最低でも279億円程度必要であると予想されている。

福井県では、報告を受けたうえで、債務処理を優先し、これ以上債務が累増することを防ぐことが、将来負担を抑える最善の方法であると判断し、平成25年度中に県営化する方針である。その際、福井県の貸付金は森林資産を代物弁済し残余債権を債権放棄する（代物弁済される森林資産について、時価で譲渡され、現在の計上額505億円で譲渡されるわけではないため、債権放棄が発生する見込み。）とともに、民間金融機関からの借入金については債務引受し繰上償還、日本政策金融公庫からの借入金については債務引受し県が約定償還する見込みであり、公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業に対する損失補償はなくなることとなる。

[外部監査人の見解]（意見）

①債務保証又は損失補償注記金額について

福井県の貸借対照表の債務保証又は損失補償注記は、「損失補償の限度額」または「損失補償の限度額累計額」の金額が注記されている。確かに、「損失補償の限度額」または「損失補償の限度額累計額」の注記であっても総務省の改定モデルで示されている「損失補償

の範囲の額」と完全に間違っているとは言えない。しかし、「損失補償の限度額」と「損失補償の限度額累計額」が混在していると、貸借対照表の利用者である県民の誤解を生じる可能性がある。外部監査としては「期末に損失補償を履行した場合に必要な損失補填金額」による開示がより望ましいと考えており、当該金額を示すと以下の通りとなる。

[相手先別残高]

単位：千円

相手先	期末残高
福井県信用保証協会	575,551
福井県漁業信用基金協会	—
公益財団法人ふくい産業支援センター	426,736
公益社団法人ふくい農林水産支援センター (うち農地保有合理化事業)	19,939,079 14,713
(うち分収造林事業)	19,924,366
合計	20,941,366

## ②回収不能見込額および債務保証損失引当金について

平成 25 年度末時点で、公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業に対する貸付金から債権放棄による会計上の損失が、損失補償している金融機関債務から債務引受がそれぞれ発生する見込みとなった。このような事実の発生に対して平成 24 年度の財務諸表においても、なんらかの情報開示が必要だったのではないかというのが外部監査の意見である。例えば、財務諸表に計上されている公益社団法人ふくい農林水産支援センターに対する貸付金や注記されている損失補償について、具体的な金額は算定できないものの、将来なんらかの負担が生じる可能性があるという事実を開示する方法でもよいであろう。なお、実際にはさまざまな形で公益社団法人ふくい農林水産支援センターの分収造林事業に関する情報は開示されており、情報開示全体として考えれば問題ないと判断している。あくまで、財務諸表上の情報開示としてという意味である。

## 4-4 その他負債の検討

### 4-4-1 県の支援が見込まれる団体の債務

#### 1. 概要

県では、県が実際に運営していると見なされる団体等について連結対象法人として認識している。また、県が連結対象と認識していない団体であっても、実質的に県が運営している団体が存在している可能性もある。そのような団体について、債務返還が不能となった場合には県が債務を負担する可能性が高いと考えられる。そのため、当該団体の財政状態について検討する。なお、事業会計への繰出金については出資等には該当しないため対象としない。また、実際に保証を実施している場合には「4-3 債務保証又は損失補償」の項にて検討を実施済みのため、ここでは対象としない。

[連結対象法人]

区分	No	団体名	債務超過の有無	引当金の必要性
地方公社	2-2-2	福井県道路公社	有	不要
第三セクター等	2-3-14	(財)福井県企業公社	無	不要
〃	2-3-18	(一財)認知症高齢者医療介護教育センター	無	不要
〃	2-3-17	(公財)福井県建設技術公社	無	不要
〃	2-3-2	(財)福井県アジア人材基金	無	不要
〃	2-3-6	(公社)ふくい農林水産支援センター	対象外	—
〃	2-3-3	(公財)福井県国際交流協会	無	不要
〃	2-3-4	(財)福井県産業廃棄物処理公社	無	不要
〃	2-3-5	(公財)福井県林業従事者確保育成基金	無	不要
〃	2-3-9	(公財)ふくい産業支援センター	対象外	—
〃	2-3-1	(財)足羽川水源地域対策基金	無	不要
〃	2-3-8	(公財)福井県暴力追放センター	無	不要
〃	2-3-7	(財)福井県文化振興事業団	無	不要
〃	2-3-11	(公財)青少年育成福井県民会議	無	不要
〃	2-3-21	(公財)福井県下水道公社	無	不要
その他	対象外	(公立大学法人)福井県立大学	無	不要

上記は、平成 23 年度の連結対象法人である

#### 2. 監査結果および外部監査人の見解

##### (1) 債務超過先について

連結対象法人で債務保証を実施していない先のうち債務超過等となっている団体は福井県道路公社だけである。同公社の債務超過について、特別準備金、道路事業損失補てん引当金により実質的には債務超過の状況にはなく、引当金の必要性はないというのが県の見解であり、外部監査の意見も同様である。

[外部監査人の見解] (意見)

県の支援が見込まれる団体の管理について

県の支援が見込まれる団体の債務を網羅的に把握する上で重要なのは、やはり団体への出資比率や役員構成などの情報であろう。福井県では、団体の管理区分として連結対象という考え方がある。連結対象の定義は「①県に属する公営事業会計」、「②県が設立した地方公社」、「③県が設立した全ての地方独立行政法人」、「④県の出資比率が25%以上の法人」の4つがある。債務返還が不能となった場合に県が債務を負担する可能性が高いと考えられる団体について、今後も財務諸表作成部署で連結対象団体を管理していく必要がある。

## 4-4-2 資産除去債務

### 1. 概要

資産除去債務とは、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。」と「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号）」において定められている。また、「この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれている。」とされている。また、資産除去債務に対応する金額を当該資産の帳簿価額に加算し、当該資産の減価償却を通じて費用処理すべきとされているが現在の地方自治体の実施している会計ではそこまでの処理は困難である。そのため、今回の監査では、資産除去に関する将来のコストを示すのみとし、実際の資産除去債務の会計処理を示すことはしない。具体的には今回の監査で、賃貸土地の原状復帰義務と、PCB廃棄物やアスベスト、土壌汚染など廃棄・処分にコストがかかる事実の有無を確認することとした。

### 2. 監査結果および外部監査人の見解

#### (1) 賃貸土地の原状復帰義務について

賃貸借契約に原状復帰義務条項がある場合がある。その場合、普通借地契約であれば、原状復帰義務は生じないとの法解釈も考えられるが、県という立場上契約条項に明確に原状復帰義務がうたわれていれば、事実上原状復帰しなければならないことが見込まれる。外部監査では、県が締結している土地の貸借契約について、原状復帰義務条項の有無を確認した。その結果、原状復帰義務条項がある契約が300件近く存在した。

#### (2) 廃棄・処分にコストがかかる事実について

廃棄・処分にコストがかかる事実として、一般にPCB廃棄物の存在が明らかとなっている。PCB廃棄物については、法律に基づき保管処分義務があり、処分先や処分コストも定められている。県で保管処分義務がありその費用を負担すべきPCB廃棄物は以下の通りである。

#### ①トランス類

該当なし

## ②コンデンサ類

[コンデンサ類の保管処理状況]

事業場名	台数 (台)	重量 (kg)	備考
福井県立敦賀工業高等学校	1	—	664 千円で H26 年度以降に処分予定
福井県教育研究所	4	225	3,258 千円で H25 年度に処分
嶺南振興局敦賀港湾事務所	1	16	566 千円で H25 年度に処分
福井県奥越高原牧場	1	27	635 千円で H25 年度に処分
	7	—	

注：福井県立敦賀工業高等学校のコンデンサ類の重量は未確認であるが、処分費用の見込額は確認した。

コンデンサ類については、平成 25 年度にも処分を実施しており平成 26 年度には処分が完了する見込みである。平成 24 年度末に残っているコンデンサ類の処分費用の見込額は 5,123 千円である。

## ③PCB 汚染物等

[PCB 汚染物等の保管状況]

事業場名	台数 (台)	重量 (kg)	備考
福井県職員会館	9	3,316.90	
福井県立病院	6	2,130.20	
坂井健康福祉センター	1	226.60	
藤島高等学校	2	140.20	
福井商業高等学校	2	100.00	
福井臨海工業用水道管理事務所	1	70.80	
武生工業高等学校	1	54.30	
福井県衛生環境研究センター	3	54.00	
丹南健康福祉センター	1	37.20	
敦賀高等学校	1	33.00	
福井県畜産試験場	1	30.50	
福井地方气象台	1	14.00	
嶺南東特別支援学校	1	9.60	
敦賀産業技術専門学院	1	7.80	
福井県警察学校	1	7.00	
合計	32	6,232.10	

PCB 汚染物等の処理料金は 1 キログラム当たり 29,400 円と決まっている。したがって、平成 24 年度末に残っている PCB 汚染物等の処分費用の見込額は 183,223 千円 (=6232.10 kg×29,400 円) である。

外部監査では、PCB 廃棄物以外にも法律に基づき廃棄・処分にコストがかかる薬品等の有無について、監査委員事務局に調査を依頼した。その結果、現時点でそのような物はないとのことであった。また、土地などの汚染による将来支出の可能性の有無を確認するためヒヤリングを実施した。その結果、現時点で福井県が把握している将来負担が必要な事実はないとの回答を得た。なお、福井県では以前、福井県クレイ射撃場の鉛による土壌汚

染が認識されていたが、平成 17 年に土壤改良工事が完了している。

[外部監査の見解] (意見)

①賃貸土地の原状復帰義務の管理について

土地の貸借契約について移転等による廃止が無い限り、実際に原状復帰義務が発生する可能性はない。もちろん、賃貸土地に建てられている建物について、耐用年数はあるものの、実際の残存利用可能期間は不明である。そのため、現時点で貸借対照表に資産除去債務を計上する必要はないと考えられる。ただし、今後施設を廃止撤去等する場合に、原状復帰が必要になる契約は管理すべきものである。

②その他廃棄処分等の管理について

PCB 廃棄物やアスベストなど、法律的に事後的に危険物質であるとして指定されるものがあり、県としては、その処分費用がどの程度となるかについては国が法律を整備しない限りわからない。そのため、どうしても対応は後手となる。しかし、土壤汚染などについては、試験研究施設など発生可能性のある施設は限定できる。県としては、環境安全性を管理する部署もしくは県財産を管理する部署において、そのような施設について定期的に土壤汚染などのリスクを識別し、発生可能性を検討する必要がある。財務諸表作成部署と他部署との情報共有が重要である。

[外部監査の見解] (指摘)

PCB 廃棄物の廃棄・処分コストについて

PCB 廃棄物として福井県では平成 24 年度末時点でコンデンサ類 7 台と PCB 汚染物等 6,232.10 キログラムを保管している。コンデンサ類の処分費用の見込額は 5,123 千円、PCB 汚染物等の処分費用の見込額は 183,223 千円であり、合計で 188,346 千円の処分費用が見込まれている。会計上、処分費用見込額 188,346 千円を資産除去債務として負債計上する必要はある。